

原動機付自転車の最高出力確認制度に関するガイドライン

(1) 制度の趣旨・目的

最高出力確認実施機関による原動機付自転車に係る最高出力確認及び当該確認がされた旨の第一種原動機付自転車への表示の適正な実施に関し必要な事項を定めることにより、運行の用に供される原動機付自転車の種別を明らかにすることを目的とする。

(2) 制度の枠組み

原動機付自転車の最高出力確認は、原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示（令和7年国土交通省告示第 156 号。以下「告示」という。）及び本ガイドラインに基づき、以下のとおり実施する。

- イ 最高出力確認を実施しようとする者は、最高出力確認実施規程を策定し、最高出力確認実施機関の認定を国土交通大臣に申請する
- ロ 国土交通大臣は、当該申請に係る最高出力確認の能力等を有しているかどうかに照らして、最高出力確認実施機関の認定を行う
- ハ 最高出力確認実施機関は、申請により、最高出力確認実施規程等に基づき、原動機付自転車の最高出力確認を実施し、その結果を告示第5条第1項の申請者（以下「確認申請者」という。）及び国土交通大臣に通知する
- ニ 最高出力確認実施機関は、適合通知をしたときは、その旨を原動機の見やすい位置に表示するシール（以下「シール」という。）を貼付する

(3) 最高出力確認実施機関の認定に係る申請

最高出力確認を実施しようとする者は、別紙1の申請書及び最高出力確認実施規程を国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課（以下「技術・環境政策課」という。）に提出するものとする。

最高出力確認を実施しようとする者は、最高出力確認を実施しようとする日の少なくとも3月前までに、認定の申請を行うものとする。

ただし、申請内容の変更等により審査に要する期間を延長しなければならないと判断された場合には、認定の申請を行った者（以下「認定申請者」という。）が当該期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。

連続した認定の更新であって、認定業務の変更を伴わない更新の場合には、申請書の備考欄に現在有している最高出力確認実施機関認定書の文書番号及び有効期間満了日を記載すること。

(4) 最高出力確認実施規程

最高出力確認実施規程の内容は、告示第3条第1項に定めるほか、以下に定めるところによる。

① 最高出力確認の実施方法

最高出力確認については、別添「駆動輪による最高出力の試験方法」に定める方法又はこれと同等以上の方法による実測により確認すること。

ただし、同一構造と申告のあった原動機付自転車について申請があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認し、当該原動機付自転車が同一構造であると認められる場

合には、50 台に1台の割合で実測により確認するものとする。

この場合において、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。

② 最高出力確認の用に供する設備等

最高出力確認実施規程に定められた方法により最高出力確認を行うために必要な設備等を有すること。ただし、第三者から当該設備等の貸与を受けてこれを利用することができる場合にあっては、この限りでない。

③ 最高出力確認の実施体制

認定申請者において、国際標準化機構第 17025 号(試験項目は関連するもののみで可)等の規格を有するなど、適切なマネジメントシステムを有すること。

次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が最高出力確認を行い、その人数が5名以上であること。

イ 自動車、自動車の部品、原動機付自転車若しくは原動機付自転車の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、下表の左欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

ロ 自動車、自動車の部品、原動機付自転車若しくは原動機付自転車の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、6年以上の実務の経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

学歴	年数
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院若しくは大学(短期大学を除く。) 又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学(以下「大学等」という。)において機械に関する学科を修得して卒業した者	1年
大学等において機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において機械に関する学科を修得して卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	2年
短期大学等において機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校において機械に関する学科を修得して卒業した者	4年

認定申請者が、原動機付自転車又は原動機付自転車の部品の製造、改造、整備、輸入、販売又は貸渡しの事業を営む者(以下「原動機付自転車関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 認定申請者が株式会社である場合にあっては、原動機付自転車関連事業者がその親法人(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第1項に規定する親法人をいう。)であること

ロ 認定申請者の役員(持分会社(会社法第 575 条第1項に規定する持分会社をいう。)にあ

っては、業務を執行する社員)に占める原動機付自転車関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該原動機付自転車関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること

ハ 認定申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が原動機付自転車関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該原動機付自転車関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること

認定申請者が、次の各号のいずれかに該当するものでないこと。

イ 道路運送車両法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 告示第8条第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ 法人であって、最高出力確認を行う役員のうちにイ又はロに該当する者があるもの

(5) 最高出力確認の能力等を有することの確認

認定申請者が最高出力確認の能力等を有することの確認(以下「能力確認」という。)を、技術・環境政策課が認定申請者と日程調整の上、実施するものとする。能力確認にあたっては、認定申請者の最高出力確認実施規程に定める事項が適切に適用可能であることを確認するために、施設、組織、最高出力確認及び記録管理の方法等について確認を行うものとする。

(6) 最高出力確認実施機関の認定

認定は、事業所ごとに行うものとする。国土交通大臣は、最高出力確認実施機関の認定をしたときは、(11)のシールに記載する最高出力確認実施機関に固有の名称(以下「認定機関名称」という。)を備考欄に記載した別紙2の認定書を認定申請者に交付するものとする。

認定の有効期間の起算日は、認定を受けた日とする。ただし、当該認定の有効期間が満了する日の4月前から3月前までの間に認定の申請を行い、当該認定の有効期間を更新する場合は、当該認定の有効期間が満了する日の翌日とする。

(7) 最高出力確認実施機関に係る情報の公表等

国土交通大臣は、最高出力確認実施機関の認定をしたときは、インターネット等により、当該機関の名称、住所、連絡先及びホームページアドレスを公表する。

この場合において、公表(公表内容の変更を含む。)の時期は、原則として毎月1日(1日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日に当たるときは、最も早い休日でない日)とする。

告示第8条第2項に基づき認定を取り消した場合にあっては、速やかに、その旨を公表するものとする。

(8) 最高出力確認実施規程の変更

① 最高出力確認実施規程の変更(軽微な変更を除く。)の申請

最高出力確認実施機関は、最高出力確認実施規程の変更をしようとするときは、あらかじめ、別紙3の変更認定申請書及び当該変更後の最高出力確認実施規程を技術・環境政策課に提出し、認定を受けなければならない。

② 最高出力確認実施規程の変更(軽微な変更を除く。)の認定

国土交通大臣は、最高出力確認実施規程の変更(軽微な変更を除く。)について認定をしたときは、別紙4の変更認定書を認定申請者に交付するものとする。

③ 軽微な変更の取扱い

軽微な変更とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 最高出力確認方法に係る記載事項の変更(誤記訂正及びこれに準ずる記載事項の変更に限る。)

ロ 最高出力確認の用に供する設備に係る記載事項の変更

ハ 最高出力確認の実施体制に係る記載事項の変更

④ 軽微な変更時の届出

最高出力確認実施機関は、最高出力確認実施規程について、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、別紙5の届出書及び当該変更後の最高出力確認実施規程を技術・環境政策課に提出するものとする。

(9) 最高出力確認実施要領

最高出力確認実施要領の内容は、告示第4条に定めるところによるほか、以下に定めるところによる。

① 最高出力確認の申請

最高出力確認は、申請により、原動機付自転車ごとに行うものとする。

最高出力確認を受けようとする者は、申請書及び以下に掲げる添付書面を最高出力確認実施機関に提出し、かつ、申請に係る原動機付自転車を当該機関に提示するものとする。

イ 諸元表

ロ 外観写真

ハ 最高出力抑制装置の概要説明書

ニ その他、最高出力確認のために最高出力確認実施機関が必要と認める書面

申請書の様式は別紙6を参考とする。

ただし、同一構造と申告する原動機付自転車について申請があった場合には、イ及びハの添付書面を省略することができ、また、同一構造の原動機付自転車であることの宣誓書及びシールを貼付する位置を示した図の添付書面を最高出力確認実施機関に提出することをもって、申請に係る原動機付自転車の当該機関への提示に代えることができる。

宣誓書の様式は別紙7を参考とし、シールを貼付する位置はシールの交付に係る原動機付自転車の原動機の見やすい位置とする。

最高出力確認実施機関は、申請書等に必要事項が適切に記載されているときは、申請を受理するものとする。申請書等に不備があると認められるときは、確認申請者に対して速やかに補正を求め、補正が速やかに行われないときは、受理しない理由を説明し、申請書等を確認申請者に返還することができるものとする。

申請については、最高出力確認実施機関に持参する方法、郵送による方法及び電磁的方法(電子メール等)を受け付けるものとする。

② 最高出力確認の実施

最高出力確認実施機関は、最高出力確認実施規程及び最高出力確認実施要領に基づき、最高出力確認を実施する。

③ 最高出力確認の結果の通知

最高出力確認実施機関は、最高出力確認を実施したときは、遅滞なく、その結果に応じて、別紙8の適合通知(最高出力が4.0kW以下であることの確認済書)又は別紙9の不適合通知を確認申請者及び技術・環境政策課に通知するものとする。適合通知をしたときは、当該確認の申請に係る原動機付自転車に固有の6桁の通し番号(以下「確認番号」という。)を発行するものとする。

④ 第6条第1項に規定する表示

最高出力確認実施機関は、告示第6条第1項に規定する表示の適正な実施を確保するため、次の事項について確認番号ごとに一覧できるよう管理するものとする。

- イ シールを交付した原動機付自転車の確認申請者、車名、車台番号及び原動機の型式
- ロ その他適正な最高出力確認の実施のために必要な事項

⑤ その他

最高出力確認実施機関は、最高出力確認に係る標準処理期間を定めるものとする。

最高出力確認実施機関は、最高出力確認の実施に際し、確認申請者から手数料を徴収することができるものとする。

(10) 最高出力確認実施要領の変更

最高出力確認実施機関は、最高出力確認実施要領を変更しようとするときは、変更した最高出力確認実施要領により最高出力確認を実施する前に、別紙10の届出書及び当該変更後の最高出力確認実施要領を技術・環境政策課に提出するものとする。

(11) 最高出力確認の結果の表示

確認申請者は、最高出力確認機関が認める見やすい位置にシールを貼付する。

ただし、同一構造と申告する原動機付自転車については、確認申請者は、(9)①の添付書面により申告した位置にシールを貼付する。

シールの様式は別紙11のとおりとし、その仕様は、次に掲げる条件に適合するものとする。

- イ 容易に剥離、汚損及び色あせしないものであること
- ロ 十分な強度、耐熱性、耐水性及び耐油性を有するものであること
- ハ 偽変造及び不正使用を有効に防止することができるものであること

(12) 最高出力確認に係る業務の休廃止

最高出力確認実施機関は、最高出力確認の業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について国土交通大臣に届け出なければならない。

- イ 最高出力確認実施機関の名称、住所及び代表者の氏名
- ロ 最高出力確認の業務を休止又は廃止しようとする事業所の名称及び所在地
- ハ 最高出力確認の業務を休止又は廃止しようとする日
- ニ 最高出力確認の業務を休止しようとする場合はその期間
- ホ 最高出力確認の業務を休止又は廃止しようとする理由

(13) 電磁的方法による申請及び届出

告示第3条第1項の認定の申請、告示第3条第5項の認定の申請、告示第3条第6項の変更の届出及び告示第3条第7項の休廃止の届出については、電磁的方法により行うことができる。

(14)適正な最高出力確認の実施のための措置

① 報告の徴収

国土交通大臣は、最高出力確認及び当該確認に係る結果の表示の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、最高出力確認実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

② 認定の取消し等

国土交通大臣は、最高出力確認及び当該確認に係る結果の表示が、告示及び本ガイドラインの規定に違反して行われていると認めるときは、告示第8条第1項に基づき、最高出力確認実施機関に対し、最高出力確認の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、最高出力確認実施機関が次のいずれかに該当するときは、告示第8条第2項に基づき、認定を取り消すことができる。

イ 告示の規定又は告示第8条第1項の規定による命令に違反したとき

ロ 告示第7条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

ハ 不正の手段により認定を受けたとき

国土交通大臣は、告示第8条第2項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、インターネット等により、その旨を公表するものとする。

附 則（令和7年2月 28 日）

1. 本改正規定は、公布の日から施行する。

【別紙1】最高出力確認実施機関の認定に係る申請書

最高出力確認実施機関認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称

住 所

代表者の氏名

原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第156号)第3条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 最高出力確認を実施しようとする事業所の名称及び所在地
2. 最高出力確認の実施を開始しようとする年月日
3. 最高出力確認実施規程
別紙のとおり
4. 能力確認希望時期
5. 備考

(日本産業規格A列4番)

備考 最高出力確認を実施しようとする事業所の名称及び所在地欄について、最高出力確認を実施しようとする事業所が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

【別紙2】最高出力確認実施機関の認定書

文 書 番 号
年 月 日

(最高出力確認実施機関の名称)

(代表者の氏名) 殿

国土交通大臣

最高出力確認実施機関認定書

年 月 日付で申請のあった原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第 156 号)第3条第1項の認定について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり最高出力確認実施機関として認定する。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

(日本産業規格A列4番)

【別紙3】最高出力確認実施規程の変更認定に係る申請書

最高出力確認実施規程 変更認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称

住 所

代表者の氏名

原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第156号)第3条第5項に定める最高出力確認実施規程の変更について認定を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

1. 最高出力確認実施機関認定書の文書番号
2. 最高出力確認実施機関の認定を受けた年月日
3. 最高出力確認実施規程の変更事項及び変更事由
4. 変更後の最高出力確認実施規程により最高出力確認の実施を開始しようとする年月日
5. 能力確認希望時期

(日本産業規格A列4番)

【別紙4】最高出力確認実施規程の変更の認定書

文 書 番 号
年 月 日

(最高出力確認実施機関の名称)

(代表者の氏名) 殿

国土交通大臣

最高出力確認実施規程 変更認定書

年 月 日付で申請のあった原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第 156 号)第3条第5項に定める最高出力確認実施規程の変更について、同条第8項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定する。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

(日本産業規格A列4番)

【別紙5】最高出力確認実施規程の軽微な変更に係る届出書

軽微な変更に係る届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

1. 最高出力確認実施機関認定書の文書番号
2. 最高出力確認実施機関の認定を受けた年月日
3. 最高出力確認実施規程の変更事項及び変更事由
4. 最高出力確認実施規程の変更新年月日
5. 備考

(日本産業規格A列4番)

【別紙6】最高出力確認に係る申請書

最高出力確認申請書

年 月 日

(最高出力確認実施機関の名称)

(代表者の氏名) 殿

(申請者の氏名又は名称)

(住所)

(代表者の氏名)

下記に掲げる原動機付自転車について、原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第156号)第5条第1項の最高出力確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

車 名	
車 台 番 号	
原 動 機 の 型 式	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

【別紙7】同一構造の原動機付自転車であることの宣誓書

同一構造の原動機付自転車であることの宣誓書

年 月 日

(最高出力確認実施機関の名称)

(代表者の氏名) 殿

(申請者の氏名又は名称)

(住所)

(代表者の氏名)

下記1. の原動機付自転車に関し、原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第 156 号)第5条第1項の最高出力確認の結果、適合するものと確認された下記2. の原動機付自転車と同一構造であることを宣誓します。

記

1. 申請原動機付自転車

車名

車台番号

原動機の型式

2. 最高出力確認の結果、適合するものと確認された原動機付自転車

車 名	
車 台 番 号	
原 動 機 の 型 式	
最 高 出 力 確 認 番 号	

(日本産業規格A列4番)

【別紙8】最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書

年 月 日

(最高出力確認の申請者の名称)

(代表者の氏名) 殿

(最高出力確認実施機関の名称)

(代表者の氏名)

最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書

原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第156号)第5条第1項に基づき申請があった下記に掲げる原動機付自転車については、同条第2項の最高出力確認の結果、最高出力が 4.0kW 以下であり、かつ、最高出力抑制装置に関し保安基準第 66 条の4の3の告示で定める基準に適合するものと確認しました。

記

車 名	
車 台 番 号	
原 動 機 の 型 式	
最 高 出 力 確 認 番 号	

(日本産業規格A列4番)

【別紙9】最高出力確認の結果に係る通知書

年 月 日

(最高出力確認の申請者の名称)

(代表者の氏名) 殿

(最高出力確認実施機関の名称)

(代表者の氏名)

最高出力確認の結果について(不適合通知)

原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和7年国土交通省告示第156号)第5条第1項に基づき申請があった下記に掲げる原動機付自転車については、同条第2項の最高出力確認の結果、不適合であったため通知します。

なお、最高出力確認の結果については、国土交通大臣に通知されることを申し添えます。

記

車 名	
車 台 番 号	
原 動 機 の 型 式	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

【別紙10】最高出力確認実施要領の変更に係る届出書

最高出力確認実施要領の変更に係る届出書

国土交通大臣 殿

年 月 日

名 称

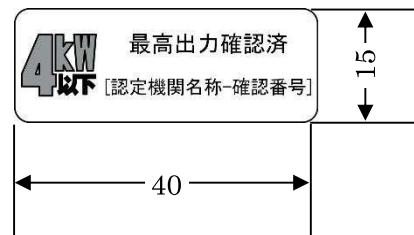
住 所

代表者の氏名

1. 最高出力確認実施機関認定書の文書番号
2. 最高出力確認実施機関の認定を受けた年月日
3. 最高出力確認実施要領変更事項及び変更事由
4. 最高出力確認実施要領変更年月日
5. 備考

(日本産業規格A列4番)

【別紙11】シールの様式



備考

- (1) 文字の書体はゴシックとし、大きさは原則8ポイント(日本産業規格 Z8305 に規定するポイントをいう。)以上とする。
- (2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。
- (3) 「認定機関名称」は、最高出力確認実施機関毎に指定された名称とする。

別添 駆動輪による最高出力の試験方法

1. 適用範囲

この規定は、内燃機関を原動機とする原動機付自転車の駆動輪出力による最高出力の確認のための試験方法について規定する。

2. 試験車両

試験車両は、点検要領等により整備され、十分なすり合わせ運転が行われていること。

3. 燃料及び潤滑油

- (1) 燃料は表 1 に掲げる性状等を有するガソリンで、密度及びオクタン価が明確なものであること。

表 1

燃料の性状及び物質名	仕 様	試験方法
鉛	検出されない	JIS K2255
硫黄分	0.01%以下	JIS K2541
ベンゼン	1%以下	JIS K2536
MTBE	7%以下	JIS K2536
メチルアルコール	検出されない	JIS K2536
灯油	4%以下	JIS K2536
実在ガム	5mg/100ml 以下	JIS K2261
オクタン価	89 以上	JIS K2280 (リサーチ法)
密度	0.783g/cm ³ 以下	JIS K2249
蒸留性状 10%留出温度 50%留出温度 90%留出温度 終点	343K (70℃) 以下 348～383K (75～110℃) 453K (180℃) 以下 493K (220℃) 以下	JIS K2254
蒸気圧	44～78kPa	JIS K2258

- (2) 潤滑油は標準大気状態において試験車両に推奨されたもので、粘度が明確なものであること。

4. 試験機器

試験機器は、それぞれ次に掲げる精度を有し、かつ、あらかじめ定められた取扱い要領に基づいて点検・整備・校正されたものであること。

- (1) シヤシダイナモメータの制動荷重の測定精度は、フルスケールの0.5%以内であること。ただし、フルスケールが900Nを超える場合には、フルスケールの0.25%以内であること。
- (2) シヤシダイナモメータの速度の測定精度は、フルスケールの0.5%以内であること。
- (3) 温度計の精度は、±1K (±1℃) 以内であること。
- (4) 気圧計の精度は、±0.1kPa以内であること。

- (5) 送風機の出口は開口面積が 0.4m^2 以上であるものとし、下端の地上高は 5cm 以上 20cm 以下であるものとし、試験車両の前輪の前端から 30cm 以上の距離に設置できるものであること。送風機の出口における風速は、シャシダイナモメータの目標速度が 10km/h 未満の時は 0km/h とすることができ、 10km/h 以上 50km/h 以下の時はローラーで測定された速度の $\pm 5\text{km/h}$ 以内であるものとし、 50km/h を超える時はローラーで測定された速度の $\pm 10\%$ 以内であるものとする。

5. 試験室

試験室は、次に掲げる状態とする。

- (1) 試験室の乾燥大気圧（大気圧から水蒸気分圧を減じたもの。）は、 80kPa 以上 110kPa 以下であること。
- (2) 試験車両の吸気温度は、 283K 以上 318K 以下（ 10°C 以上 45°C 以下）であること。

6. 測定

6.1 の運転方法により試験車両を運転し、6.2 の測定項目について測定する。

6.1 運転方法

試験車両の運転は、試験車両をシャシダイナモメータ台上に設置し、製作者が設定した冷却液温度、点火プラグ座金温度又は潤滑油温度まで暖機した後、以下により実施する。製作者が設定した温度がない場合には、冷却液温度又は潤滑油温度は 353K （ 80°C ）とし、点火プラグ座金温度は 353K （ 80°C ）以上の適切な温度とする。試験走行中は、送風機により実際の走行状態と同等となるように試験車両を冷却する。

6.1.1 負荷の設定

試験車両の負荷の設定は、絞り弁全開により行う。

6.1.2 試験速度

- (1) 変速機は適切な変速段を用いる。
- (2) 試験最低速度は、安定して制動荷重が測定できる速度以上とする。
- (3) 試験最高速度は、最高出力時の原動機回転速度に相当する速度を含み、原動機の最高回転速度に相当する速度以下となるよう設定する。
- (4) 試験速度は原則として 10km/h 毎とし、目標速度の $\pm 0.3\text{km/h}$ の範囲内に設定する。
- (5) 測定は試験最低速度より行う。

6.1.3 冷却液温度、点火プラグ座金温度又は潤滑油温度

液冷エンジンの冷却液温度、空冷エンジンの点火プラグ座金温度又は潤滑油温度は、次の温度に設定すること。

(1) 冷却液温度

冷却液温度は、製作者による設定温度の上限 $\pm 5\text{K}$ （ $\pm 5^\circ\text{C}$ ）以内に保つこと。設定温度の定めがない場合には、 $353 \pm 5\text{K}$ （ $80 \pm 5^\circ\text{C}$ ）以内とする。

(2) 点火プラグ座金温度

点火プラグ座金温度は、製作者が指定したエンジン回転速度における設定温度の最高温度に対して $-20 \sim 0\text{K}$ （ $^\circ\text{C}$ ）の範囲に保つこと。

製作者による温度の定めがない場合には、点火プラグ座金温度が 523K （ 250°C ）を超えないこととする。なお、多気筒エンジンにおいては、代表的な気筒の点火プラグ座金温度を

測定すること。

(3) 潤滑油温度

潤滑油温度は、製作者による設定温度の上限 $\pm 5\text{K}$ ($\pm 5^{\circ}\text{C}$) 以内に保つこと。設定温度の定めがない場合には 353K (80°C) 以上 393K (120°C) 以下とする。

6.1.4 タイヤ空気圧

駆動輪タイヤ空気圧は、試験車両に定められた値とする。

6.2 測定項目

6.2.1 制動荷重

シャシダイナモメータの制動荷重が少なくとも10秒間ほぼ一定値を保つことを確認した後、値を読み取る事により行う。

6.2.2 試験速度

シャシダイナモメータにより測定された試験車両の速度を読み取る事により行う。

6.2.3 原動機回転速度

原動機回転速度の測定は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。

6.2.4 吸気温度

吸気温度の測定は、吸気入口の上流0.15m以内で行う。温度計は、直射日光、エンジンの放射熱、排気、燃料の吹き返し等の影響を受けないよう配慮し、直接空気流（静圧は大気圧と等しいものとする。）の中に設置する。吸気温度が測定出来ない場合は試験室温度を使用してもよい。

6.2.5 水蒸気分圧

水蒸気分圧の測定位置は、試験室内の空気のよどみのない所で直射日光、エンジンの放射熱、排気、燃料の吹き返し等の影響を受けない位置とする。

吸気のみ空調する場合にあっては、空調された空気流（静圧は大気圧と等しいものとする。）の中で行う。

6.2.6 大気圧

大気圧の測定は、試験の開始時にあらかじめ測定しておくものとする。

なお、終了時にも測定した場合は、その平均値を使用してもよい。

6.2.7 冷却液温度

冷却液温度の測定位置は、エンジンの冷却液出口等適切な位置とする。6.2.9.により潤滑油温度を測定している場合は、冷却液温度の測定を省略することができる。

6.2.8 点火プラグ座金温度

点火プラグ座金温度測定位置は、点火プラグ座金表面とする。6.2.9.により潤滑油温度を測定している場合は、点火プラグ座金温度の測定を省略することができる。

6.2.9 潤滑油温度

潤滑油温度の測定位置は、オイルパンの潤滑油深さの中程、潤滑油通路の中程又は潤滑油冷却器の出口その他適切な位置とする。6.2.7により冷却液温度を測定している場合、又は6.2.8により点火プラグ座金温度を測定している場合は、潤滑油温度の測定を省略することができる。

6.2.10 潤滑油圧力

潤滑油圧力の測定は、エンジンの圧力計取付部等適切な位置において必要に応じて行う。

7. 計算式

7.1 測定駆動輪出力

測定駆動輪出力は、次により算出する。

$$P_2 = (F + f) \times V / 3600$$

P_2 : 測定駆動輪出力 kW

F : 制動荷重 (ローラー表面換算) N

f : シヤシダイナモメータ単体の損失 N

V : 測定走行速度 km/h

7.2 標準大気状態

標準大気状態は、次のとおりとする。

標準大気温度 $\theta_0 = 298\text{K}$ (25°C)

標準乾燥大気圧 $p_0 = 99\text{kPa}$

7.3 標準大気状態への修正に用いる温度と圧力

修正に用いる温度は、次のものとする。

(1) 温度は、6.2.4の吸気温度とする

(2) 圧力は、6.2.6の大気圧から6.2.5の水蒸気分圧を減じたものとする。

$$p = p_a - p_w$$

p : 乾燥大気圧 kPa

p_a : 大気圧 kPa

p_w : 水蒸気分圧 kPa

なお、通風型乾湿球温度計により水蒸気分圧を求める場合には、次による。

$$p_w = p_{w2} - 0.5(\theta_1 - \theta_2) \frac{p_a}{755}$$

ここで、 p_{w2} : θ_2 における飽和水蒸気圧 kPa で別表2により求める。

θ_1 : 乾球温度 K (°C)

θ_2 : 湿球温度 K (°C)

7.4 標準大気状態への修正係数

修正係数は、次のとおりK単位表示の吸気温度及びkPa単位表示の乾燥大気圧により算出する。

$$\kappa = \left(\frac{99}{P} \right)^{1.2} \cdot \left(\frac{\theta}{298} \right)^{0.6}$$

κ : 修正係数

θ : 吸気温度 K

P : 乾燥大気圧 kPa

ただし、 κ の範囲は、 $0.93 \leq \kappa \leq 1.07$ とする。

7.5 標準大気状態への修正式

測定駆動輪出力は、次に掲げる修正式により7.2に規定する標準大気状態におけるものに修正する。修正された測定駆動輪出力は「修正駆動輪出力」とする。

$$P_1 = \kappa P_2$$

P_1 : 修正駆動輪出力 kW

P_2 : 測定駆動輪出力 kW

7.6 修正駆動出力の原動機出力への換算

修正駆動出力は、次に掲げる換算式により原動機出力として推定される値に換算する。
換算された修正駆動出力は「推定原動機出力」とする。

$$P_0 = P_1 / e$$

P_0 : 推定原動機出力 kW

P_1 : 修正駆動出力 kW

e : 手動（足動）式の変速機を備えたものは 0.87、その他のものは 0.80 とする。

8. 設定値及び計算値の末尾処理

設定値及び計算値の末尾処理は、別表 1 により行うものとする。

9. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

9.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。また、使用しない単位については取消線（二重線が望ましい）で消すこと。

9.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

別表 1

測定値及び計算値の末尾処理
(駆動輪による最高出力の試験記録関係)

項 目		末尾処理
試	総排気量	諸元表記載値 (L)
試	オクタン価	小数第 1 位を四捨五入、整数値まで記載
デ 試	p_a : 大気圧	測定した値を使用し末尾処理は行わない (kPa) 小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (kPa)
デ 試	L : ローラー半径	設備記載値 (m) 設備記載値 (m)
試	目標走行速度	整数値まで記載 (km/h)
デ 試	V : 測定走行速度	測定した値を使用し、末尾処理は行わない (km/h) 小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (km/h)
試	N : 原動機回転速度	小数第 1 位を四捨五入し、整数値まで記載 (min^{-1} 又は rpm)
デ 試	F : 制動荷重	測定した値を使用し、末尾処理は行わない (N) 小数第 2 位を四捨五入、小数第 1 位まで記載 (N) 又は、小数第 1 位を四捨五入し、整数値まで記載 (N)
デ	f : シヤシダイナモメータ単体の損失	測定した値を使用し、末尾処理は行わない (N)
デ 試	P_2 : 測定駆動輪出力	末尾処理は行わない (kW) 小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (kW)
デ 試	θ_1 : 乾球温度	測定した値を使用し、末尾処理は行わない (K 又は $^{\circ}\text{C}$) 小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (K 又は $^{\circ}\text{C}$)
デ 試	θ_2 : 湿球温度	測定した値を使用し、末尾処理は行わない (K 又は $^{\circ}\text{C}$) 小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (K 又は $^{\circ}\text{C}$)
デ 試	p_w : 水蒸気分圧	末尾処理は行わない (kPa) 小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで記載 (kPa)
デ 試	θ : 吸気温度	測定した値を使用し、末尾処理は行わない (K 又は $^{\circ}\text{C}$) 小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (K 又は $^{\circ}\text{C}$)
デ 試	κ : 修正係数	末尾処理は行わない 小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位まで記載
デ 試	P_1 : 修正駆動輪出力	末尾処理は行わない (kW) 小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (kW)
試	P_0 : 推定原動機出力	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (kW)

注) デ : データ処理に用いる桁数 試 : 試験成績表に記載する桁数

別表 2

水の飽和水蒸気圧

(単位：kPa)

温度 K(°C)	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
273 (0)	0.61121	0.61567	0.62015	0.62467	0.62921	0.63378	0.63838	0.64301	0.64767	0.65236
274 (1)	0.65708	0.66183	0.66661	0.67142	0.67626	0.68114	0.68604	0.69098	0.69594	0.70094
275 (2)	0.70597	0.71103	0.71613	0.72126	0.72641	0.73161	0.73683	0.74209	0.74738	0.75270
276 (3)	0.75806	0.76345	0.76888	0.77434	0.77983	0.78536	0.79092	0.79652	0.80215	0.80782
277 (4)	0.81352	0.81926	0.82503	0.83084	0.83669	0.84257	0.84849	0.85445	0.86044	0.86647
278 (5)	0.87254	0.87864	0.88479	0.89097	0.89719	0.90344	0.90974	0.91607	0.92245	0.92886
279 (6)	0.93531	0.94180	0.94834	0.95491	0.96152	0.96817	0.97486	0.98160	0.98837	0.99519
280 (7)	1.0020	1.0089	1.0159	1.0229	1.0299	1.0370	1.0441	1.0512	1.0584	1.0657
281 (8)	1.0729	1.0803	1.0876	1.0951	1.1025	1.1100	1.1176	1.1252	1.1328	1.1405
282 (9)	1.1482	1.1560	1.1638	1.1717	1.1796	1.1876	1.1956	1.2037	1.2118	1.2199
283 (10)	1.2281	1.2364	1.2447	1.2530	1.2614	1.2699	1.2784	1.2869	1.2955	1.3042
284 (11)	1.3129	1.3217	1.3305	1.3393	1.3482	1.3572	1.3662	1.3753	1.3844	1.3935
285 (12)	1.4028	1.4121	1.4214	1.4308	1.4402	1.4497	1.4593	1.4689	1.4785	1.4882
286 (13)	1.4980	1.5078	1.5177	1.5277	1.5377	1.5477	1.5579	1.5680	1.5783	1.5886
287 (14)	1.5989	1.6093	1.6198	1.6303	1.6409	1.6516	1.6623	1.6730	1.6839	1.6948
288 (15)	1.7057	1.7167	1.7278	1.7390	1.7502	1.7614	1.7728	1.7842	1.7956	1.8071
289 (16)	1.8187	1.8304	1.8421	1.8539	1.8658	1.8777	1.8897	1.9017	1.9138	1.9260
290 (17)	1.9383	1.9506	1.9630	1.9755	1.9880	2.0006	2.0133	2.0260	2.0388	2.0517
291 (18)	2.0647	2.0777	2.0908	2.1040	2.1172	2.1305	2.1439	2.1574	2.1709	2.1845
292 (19)	2.1982	2.2120	2.2258	2.2397	2.2537	2.2678	2.2819	2.2961	2.3104	2.3248
293 (20)	2.3392	2.3538	2.3684	2.3831	2.3978	2.4127	2.4276	2.4426	2.4577	2.4729
294 (21)	2.4882	2.5035	2.5189	2.5344	2.5500	2.5657	2.5814	2.5973	2.6132	2.6292
295 (22)	2.6453	2.6615	2.6777	2.6941	2.7105	2.7271	2.7437	2.7604	2.7772	2.7941
296 (23)	2.8110	2.8281	2.8452	2.8625	2.8798	2.8972	2.9148	2.9324	2.9501	2.9679
297 (24)	2.9858	3.0037	3.0218	3.0400	3.0583	3.0766	3.0951	3.1136	3.1323	3.1511
298 (25)	3.1699	3.1889	3.2079	3.2270	3.2463	3.2656	3.2851	3.3046	3.3243	3.3440
299 (26)	3.3639	3.3838	3.4039	3.4240	3.4443	3.4647	3.4852	3.5057	3.5264	3.5472
300 (27)	3.5681	3.5891	3.6102	3.6315	3.6528	3.6742	3.6958	3.7174	3.7392	3.7611
301 (28)	3.7831	3.8052	3.8274	3.8497	3.8722	3.8947	3.9174	3.9402	3.9631	3.9861
302 (29)	4.0092	4.0325	4.0558	4.0793	4.1029	4.1266	4.1505	4.1744	4.1985	4.2227
303 (30)	4.2470	4.2715	4.2960	4.3207	4.3455	4.3705	4.3955	4.4207	4.4460	4.4715
304 (31)	4.4970	4.5227	4.5485	4.5745	4.6005	4.6267	4.6531	4.6795	4.7061	4.7328
305 (32)	4.7597	4.7867	4.8138	4.8410	4.8684	4.8959	4.9236	4.9514	4.9793	5.0074
306 (33)	5.0356	5.0639	5.0924	5.1210	5.1497	5.1786	5.2077	5.2368	5.2662	5.2956
307 (34)	5.3252	5.3550	5.3848	5.4149	5.4451	5.4754	5.5059	5.5365	5.5672	5.5981
308 (35)	5.6292	5.6604	5.6918	5.7233	5.7549	5.7868	5.8187	5.8508	5.8831	5.9155
309 (36)	5.9481	5.9808	6.0137	6.0468	6.0800	6.1133	6.1469	6.1805	6.2144	6.2484
310 (37)	6.2825	6.3169	6.3513	6.3860	6.4208	6.4558	6.4909	6.5262	6.5617	6.5973
311 (38)	6.6331	6.6691	6.7052	6.7415	6.7780	6.8147	6.8515	6.8885	6.9256	6.9630
312 (39)	7.0005	7.0382	7.0760	7.1141	7.1523	7.1907	7.2292	7.2680	7.3069	7.3460
313 (40)	7.3853	7.4248	7.4644	7.5042	7.5443	7.5845	7.6248	7.6654	7.7062	7.7471
314 (41)	7.7882	7.8296	7.8711	7.9128	7.9546	7.9967	8.0390	8.0815	8.1241	8.1670
315 (42)	8.2100	8.2532	8.2967	8.3403	8.3841	8.4282	8.4724	8.5168	8.5615	8.6063
316 (43)	8.6513	8.6965	8.7420	8.7876	8.8335	8.8795	8.9258	8.9723	9.0189	9.0658
317 (44)	9.1129	9.1602	9.2077	9.2555	9.3034	9.3516	9.3999	9.4485	9.4973	9.5463
318 (45)	9.5956	9.6450	9.6947	9.7446	9.7947	9.8450	9.8956	9.9464	9.9974	10.049
319 (46)	10.100	10.152	10.204	10.256	10.308	10.361	10.414	10.467	10.520	10.573
320 (47)	10.627	10.681	10.735	10.790	10.845	10.899	10.955	11.010	11.066	11.122
321 (48)	11.178	11.234	11.291	11.348	11.405	11.462	11.520	11.578	11.636	11.694
322 (49)	11.753	11.812	11.871	11.930	11.990	12.049	12.110	12.170	12.231	12.292
323 (50)	12.353	12.414	12.476	12.538	12.600	12.663	12.725	12.788	12.852	12.915

【参考1】最高出力確認実施規程の構成

1. 目的

〔告示に基づいて最高出力確認を実施するにあたって、業務の実施に関して必要な事項を定めることを目的とすること。〕

2. 基本方針

〔原動機付自転車の種別を明らかにするという制度の目的に鑑み、告示の定めによるほか、この最高出力確認実施規程で定めるところにより、迅速、適確かつ公正に実施するものとする。〕

3. 最高出力確認の実施方法

3-1. 総則

- 原則として、確認申請者により提示される実車を用いる方法により実施するものとする。

3-2. 最高出力の確認方法

〔最高出力の確認に際して、4項で記載される装置を使用する場合には、どの装置を使用するかを明確にすること。〕

3-3. 最高出力抑制装置に係る確認方法

〔最高出力抑制装置の確認に際して、4項で記載される装置を使用する場合には、どの装置を使用するかを明確にすること。〕

4. 最高出力確認の用に供する設備等

〔3-2項及び3-3項に規定された方法により最高出力及び最高出力抑制装置の確認を行うために必要な設備等について、全て列記すること。第三者から当該設備等の貸与を受けてこれを利用することができる場合には、その旨を補記した上で記載すること。〕

5. 最高出力確認の実施体制

〔最高出力確認実施機関の組織において、最高出力確認(当該確認に係る申請の受理及び結果の通知を含む。)の管理に係る業務について、責任及び権限の分担が明確になるよう記載すること。〕

【参考2】最高出力確認実施要領の構成

1. 最高出力確認の実施手続等に関する基本方針

〔原動機付自転車の種別を明らかにするという制度の目的に鑑み、告示及び最高出力確認実施規程の定めによるほか、この最高出力確認実施要領で定めるところによるものとする。〕

2. 最高出力確認の業務を行う時間及び休日

- ① 最高出力確認の業務を行う時間は、次項の休憩時間及び第3項の休日を除く、午前 時から午後時までとする。
- ② 前項の最高出力確認の業務を行う時間のうち、午前 時から午後 時までを休憩時間とする。
- ③ 最高出力確認の業務の休日は、次の各号のとおりとする。
(1)...

3. 最高出力確認の業務を行う事業所

最高出力確認の業務を行う事業所の所在地は、(住所)とする。
〔複数の事業所がある場合には、その全てを列記すること。〕

4. 最高出力確認の申請に関する事項

...

5. 最高出力確認の実施に関する事項

...

6. 第6条第1項に規定する表示に関する事項

...

7. 手数料

〔手数料の具体の金額について記載すること。〕

8. 不正行為に対する措置

...場合には、国土交通大臣に報告する。

9. 秘密の保持

〔最高出力確認に係る業務に携わった者は、最高出力確認に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を記載すること〕

10. 帳簿及び書類の保存

〔最高出力確認に係る業務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存する旨を記載すること。〕

11. その他

...